



上市町告示第62号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、本町の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、告示の日からその効力を生ずる。

平成26年12月19日

上市町長 伊 東 尚



市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「四葉台」を設定する区域		
上市町	大字名	字名	地番
	法音寺	長田	4、5 - 4
	横法音寺	川底	98 - 2
	正印	上川原	72 - 2
	若杉新	平蔵	3 - 2
	若杉新	下登打	6 - 4
	若杉新	早稻田	1、7 - 7、7 - 9、15 - 2、16、17
	若杉新	川原田壺番	13 - 1、14
	若杉新	川原田貳番	2、4 - 2、4 - 3、11 - 2

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。